

世田谷区民合唱団運営要領

(活動目的)

1. 本団は、アマチュア合唱愛好者を中心とする質の高い音楽活動を通じて、世田谷区民相互の交流を促進し、世田谷区の音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(合唱練習)

2. 定期練習の練習日及び練習時間は、原則として毎週水曜日とし午後6時30分より約2時間とする。

(専門委員)

3. 団に次の専門委員を置く。

(1) 演奏委員…定期演奏会をはじめ、団員による、演奏会運営を担当する。

(2) 地区委員…担当地区の練習会場で練習のある時、会場の世話をする。

(世田谷・玉川・烏山各区民会館)

(3) 広報委員…演奏会ポスター・プログラム、団員募集チラシの作成、HP 管理等団外に対する広報活動を行う。

(4) コミュニケーション委員

…団誌 Dialog の発行、レクリエーション等団内広報及び団員相互の親睦を図るための企画、実行を担当する。

(パートリーダー、パートマネージャー)

4. パートリーダー又はパートマネージャーは各パート毎に若干名とし、パートリーダーは指導者の意向を受け運営委員会が委嘱する。パートリーダーは、音楽的立場から指導者との打ち合わせ、パート内のまとめ、運営委員会への出席等を通じて団員との連絡及び調整にあたる。パートマネージャーは運営委員会が選任し委嘱する。パートマネージャーはパート内のまとめ、団員との連絡及び調整にあたる。

(運営委員会)

5. 運営委員会は、運営委員長が招集する。

運営委員会は、次の事項について審議する。

(1) 年間活動計画

(2) 予算・決算及び規約等の変更

(3) 演奏曲目・演奏会場等

(4) 運営委員会だよりの発行

(活動に関する具体的事項)

6. 具体的な練習日程・練習内容・その他活動に関する具体的事項については、指導者・運営委員会の間で協議調整する。又、演奏会出演に際しては指導者よりオーディション及び推薦を行う場合がある。

(演奏関係連絡会)

7. 演奏関係連絡会は、指導者、運営正副委員長、演奏委員長及びパートリーダーの要請により、運営委員長が招集して随時開催し、次の事項について検討し運営委員会に提案する。

- (1) 演奏曲目
- (2) 演奏準備及び演奏形態
- (3) 練習方法
- (4) その他

(会 計)

8. 団費等の収支・管理等取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 団費等の経理は、団費収入台帳、金銭出納簿及び元帳により処理する。
- (2) 団費（月単位 2, 5 0 0 円、ただし一年分又は半年分前納）は、年度初及び 10 月に会計が徴収する。
- (3) 会計は、年度末に決算書を作成し監査を経て運営委員会・総会に報告する。
- (4) 退団・休団時の精算を除き、納入された団費は原則として返還しない。
- (5) 経費の支出は、予算計画に基づき実行し運営委員会に報告する。
- (6) 団員は全団員を対象とした演奏会の費用について、運営委員会が定めた分担金を負担するものとする。
- (7) 世田谷区民合唱団が行う事業に関し受領した出演料・演奏料等は団の歳入とする。
- (8) 拡大運営委員会委員には通信交通費を支給する。
- (9) 上記(2)に拘わらず、団費は 30 歳以下（当該年度初日現在）については月単位 1, 2 5 0 円、家族団員については 2 人目から月単位 1, 5 0 0 円（但し一年分又は半年分前納）とする。

(慶弔慰金)

9. (1) 団員が結婚した場合の祝金は 5, 0 0 0 円とする。
- (2) 団員が死亡した場合の香典は 1 0, 0 0 0 円とする。
- (3) 上記の規定に拘わらず、運営委員会の提案により別に慶弔慰をあらわすことが出来る。

(入 団)

- 1 0. 本団の目的に賛同する入団希望者は、指導者によるオーディションを受け、合格した者が入団出来る。但し、入団金として 3, 0 0 0 円、団費はその期の分について前納しなければならない。再入団の場合も上記と同様の扱いとする。

(退 団)

- 1 1. 団の活動に参加出来なくなった場合は、運営委員長に退団届けを提出し退団することが出来る。但し、退団後においても運営委員会が認めた場合はボランティア活動の催し等に参加する事が出来る。

(休 団)

- 1 2. 団の活動に参加出来なくなった場合は、運営委員長に休団届けを提出し休団することが出来る。

但し、休団期間は、一年以内とし、理由によってはさらに一年延長することが出来る。

休団期間中の団費は、月単位 800 円とし、前納しなければならない。なお、30 歳以下（当該年度初日現在）の場合は月単位 400 円とする。

（協議会）

13. 団と世田谷区の間協議会において活動・事務運営等について協議する。

協議会には、運営委員会が指名する団員が出席する。

（資料等保管・管理）

14. 次の書類は五年間保管する。

（1）会計帳簿・総会資料・議事録（運営委員会だよりをこれに充てる）

（2）その他重要な資料印章等は別に定める保管管理内規による。

（けやきネット）

15. 団の活動に必要なリソースを確保するためにけやきネットに団体を登録し ID を得て利用する。

（1）各団体の代表者は拡大運営委員会のメンバーから選出し、拡大運営委員会にて承認する。

（2）各団体の構成員は団在籍者 5 名以上とし、原則として退団者は削除する。

（3）各団体の代表者は以下について責任を有するものとする。

・団体構成員情報の維持管理、および ID 有効期限の更新

・ID 利用状況の管理

（委 任）

16. この要領に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が別に定める。

付則

1. この運営要領は、平成 12 年 4 月 5 日に一部改正した。

1. この運営要領は、平成 14 年 4 月 10 日に一部改正した。

1. この運営要領は、平成 15 年 4 月 9 日に一部改正した。

1. この運営要領は、平成 17 年 4 月 13 日に一部改正した。

1. この運営要領は、平成 19 年 4 月 11 日に一部改正した。

1. この運営要領は、平成 26 年 4 月 28 日に一部改正した。

1. この運営要領は、平成 31 年 4 月 17 日に一部改正した。

1. この運営要領は、令和 7 年 4 月 23 日に一部改正した。

世田谷区民合唱団運営組織図(案)
(平成31年4月現在)

